

遺産分割協議成立申立書

自動車の表示

登録番号	車台番号

被相続人

氏名	死亡年月日
	年 月 日

遺産分割協議成立年月日	申立書による申請の同意年月日
年 月 日	年 月 日

被相続人の死亡により、被相続人所有の上記自動車について民法の規定に基づき遺産分割協議を行なったところ、私が上記自動車を相続することに協議が成立したので申し立てます。

また、当該移転登録について、本申立書により申請する旨の同意を得られたので今回の申請に及びました。

尚、本申立について問題が発生した場合は、私が責任をもって処理し、貴職には一切ご迷惑をかけないことを誓約いたします。

年 月 日

関東運輸局 運輸支局長 殿

相続人

住所 _____

氏名 _____ 実印

注意 この申立書は車両本体価格が100万以下の車両の相続時のみ使えます。
以下に他の必要書類を記載致します。

査定書 単純に車両本体のみの査定額を記載して下さい。
(他に諸経費があっても記載しない)

コピーで構わないのですが、会社名・住所・電話番号入りで
社判の捺印をしたものをコピーして下さい。

謄本類 被相続人の死亡が確認できること

申請人が相続人であることを証明できる謄本

登録書類 相続人の印鑑証明・委任状
(住所が違う場合は車庫証明)

同時に自社名変等で相続人から譲渡するときは譲渡証明書

* 相続人が未成年の場合はこの申立書ではなく遺産分割協議書を使用し
他の書類も必要(ケースにより異なります)になります。